

一関地区広域行政組合の契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱

平成19年3月30日

一関地区広域行政組合告示第9号

改正 平成20年3月31日 告示第7号

平成21年7月8日 告示第22号

平成23年3月31日 告示第8号

平成27年4月1日 告示第7号

平成30年3月29日 告示第20号

令和元年9月4日 告示第43号

令和5年4月1日 告示第27号

令和6年4月1日 告示第77号

(趣旨)

第1 この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4及び第167条の11の規定に基づき、一関地区広域行政組合が建設工事の請負、建設関連業務その他業務に係る契約を締結する場合における入札参加者の資格及び指名等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(2) 建設関連業務 次に掲げる者が行う業務をいう。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項に規定する測量業者

イ 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項に規定する建設コンサルタント

ウ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業者

エ 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償コンサルタント

(3) その他業務 建設工事及び建設関連業務以外の業務をいう。

(入札の参加者資格)

第3 建設工事の入札に参加する者に必要とする資格は、次のとおりとする。

- (1) 法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- (2) 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受けていること。
- (3) 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

(申請書の提出)

第4 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、提出期間内に建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。

2 前項に定める提出期間及び申請書は、管理者が別に定める。

3 申請者は、第1項の規定による申請と同一の内容の申請を一関市にも行わなければならない。

第5 管理者は、申請書の提出を受けたときは、これを審査し、資格を有すると認める場合は、組合営建設業者等登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登載する。

(建設工事及び建設関連業務の種類別の区分)

第6 建設工事及び建設関連業務の種類別の区分及び等級別の格付は、一関市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成17年一関市告示第42号。以下「一関市資格要綱」という。）第6第1項の規定により行われた区分及び格付とする。

(申請事項の変更)

第7 申請者又は登録台帳に登録された者（以下「資格者」という。）は、申請書の記載事項に変更のあったときは、その都度変更した事項を管理者に届け出なければならない。

(登録台帳の有効期間)

第8 登録台帳の有効期間は、2会計年度限りとする。ただし、2会計年度経過後、翌2会計年度に係る登録台帳が作成されるまでの間は、前2会計年度の登録台帳をもってこれに代えるものとする。

(資格の喪失等)

第9 資格の喪失、資格の取消し及び入札の参加者の指名等は、一関市資格要綱の例による。

(指名の停止等)

第10 組合は、資格者であって、一関市が一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱（平成17年一関市告示第43号。以下「指名停止措置要綱」という。）別表第1第3号、第6

号及び第8号並びに別表第2及び別表第3の各号の規定により指名停止を行った者に対して、その指名停止を受けている期間は、指名を行わないものとする。

2 前項に定めるもののほか、組合の指名停止等に関し必要な事項は、指名停止措置要綱の例による。

(資格審査会)

第11 組合に一関地区広域行政組合指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の所掌事務は、予定価格が政令別表第5各号に規定する金額を超える入札の参加者の公告、指名業者の選定等に関することとする。

3 前項に規定するもののほか、政令第167条の2第1項第2号、第6号及び第7号を適用し随意契約とする契約で、審査会の審査に付するものは、管理者が別に定める。

(審査会の組織)

第12 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は事務局長を、副委員長は事務局次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てるほか、必要と認める者を管理者が任命する。

- (1) 総務管理課長
- (2) 介護保険課長
- (3) 一関西部地域包括支援センター所長
- (4) 一関東部地域包括支援センター所長
- (5) 一関清掃センター所長
- (6) 川崎清掃センター所長
- (7) 大東清掃センター所長
- (8) 法規契約主幹が指名する職員

4 審査会には、委員長が指名する職員を出席させ、説明を求めることができる。

5 審査会の庶務は、総務管理課において処理する。

(審査会に関する準用)

第13 この告示に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、一関市営建設工事指名業者資格審査会規程（平成17年一関市訓令第45号）の例による。

(入札の事務処理)

第14 入札の執行は、管理者が指定する職員が行うものとする。

第15 建設工事に係る入札の執行は、一関地区広域行政組合財務規則（平成18年一関地区

広域行政組合規則第10号)に基づくほか、一関市制限付一般競争入札執行事務処理規程(平成20年一関市訓令第16号)及び一関市指名競争入札執行事務処理規程(平成17年一関市訓令第46号)に規定する入札執行の事務処理の例による。

(情報の公表)

第16 管理者は、建設工事、建設関連業務その他業務の入札及び契約の適正化並びに情報の公表に関し、一関市営建設工事等契約に係る情報の公表に関する要綱(平成17年一関市告示第44号)の例により、情報の公表を行うものとする。ただし、入札及び契約締結の公表対象は、第11第2項及び第3項の規定により審査会に付した契約とする。

(適用)

第17 この告示は、平成20年4月1日以降に発注する建設工事から適用し、同日前の建設工事については、なお従前の例による。

(補則)

第18 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)(平成20年3月31日告示第7号)

平成20年4月1日から施行する。

制定文(抄)(平成21年7月8日告示第22号)

平成21年7月8日から施行する。

制定文(抄)(平成23年3月31日告示第8号)

平成23年4月1日から施行する。

制定文(抄)(平成27年4月1日告示第7号)

平成27年4月1日から施行する。

制定文(抄)(平成30年3月29日告示第20号)

平成30年4月1日から施行する。

制定文(抄)(令和元年9月4日告示第43号)

令和元年10月1日から施行する。

制定文(抄)(令和5年4月1日告示第27号)

令和5年4月1日から施行する。

制定文(抄)(令和6年4月1日告示第77号)

令和6年4月1日から施行する。